

「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示案」に対する意見募集の結果について

令和4年11月25日
経済産業省
商務・サービスグループ
生物化学産業課

令和4年8月25日から令和4年9月27日の間、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物(平成16年経済産業省告示第13号)の一部を改正する告示案」に対する意見募集を行ったところ、結果概要を以下のとおり公表します。

1. 意見募集の方法

- (1) 実施期間：令和4年8月25日（木）～令和4年9月27日（火）
- (2) 告知方法：電子政府窓口（e-Gov）における掲載
- (3) 意見提出の方法：e-Gov、郵送

2. 意見募集結果

意見提出件数：1件

3. 提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

別添のとおり

4. 本件に関する問い合わせ先

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課生物多様性・生物兵器対策室
電話：03-3501-8625

(別添)

提出いただいた意見の概要及び当省の考え方

令和4年11月25日

経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課

提出いただいた意見の概要	当省の考え方
まず、遺伝子組換え生物に関して、なぜ貴省が主幹となっているのでしょうか？ 「法で定められているから」という回答ではなく、なぜ、その様に定められているのか、わかりやすくご説明ください。 また、今回リストに追加される新規宿主・ベクター、新規挿入DNAについての安全性検証資料はどこで確認できるのでしょうか？	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）は、生物の多様性について総合的に担当する環境省に加え、法の趣旨（遺伝子組換え生物による環境への悪影響を防ぐ）から、遺伝子組換え生物を利用する可能性のある分野を所管する財務省（酒造）、文部科学省（研究開発）、厚生労働省（医薬品等）、農林水産省（食料・農林水産）、経済産業省（産業）が共管する形となっており、厚生労働省及び経済産業省では、それぞれが所管する分野において適用可能なG I L S P リストを作成し、公表しております。 新規宿主・ベクター及び新規挿入DNAの追加の検討は、N I T E（独立行政法人製品評価技術基盤機構）が運営するG I L S P 告示原案作成委員会で行っております。N I T E は本委員会において、経済産業省が運営する産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループで承認された検討方針に従って、告示改正原案を作成し、経済産業省に報告することとしています。G I L S P 告示原案作成委員会における審議については、企業秘密に関わる内容もあり、審議を公開とすることで特定企業の具体的な不利益となる場合がございますので、原則公開はしておりません。